

## 第5章 地域固有の景観資源の保全・活用方針

地域の特徴的な景観は、長い年月を経て存在し続ける神社や寺、古い建物や庭園、橋梁などの建造物に加え、道路や路地、民家の屋敷林や大樹なども含まれており、地域で育まれてきたものが多くあります。さらに、地域には、地域の住民によって親しまれ、地域の個性を育んできた身近な景観資源が多く存在します。しかし、地域への愛着が希薄になってきた今日においては、地域に残された貴重な資源が忘れ去られ、気づかれぬうちに失われているなど地域の歴史的な趣きを感じる事が難しくなりつつあります。

これまで区では、震災や戦災、水害などによって、多くの文化財を喪失しましたが、残された貴重な文化財の保護のため、昭和52年に文化財調査員制度を設け、昭和57年に墨田区文化財保護条例を定め、文化財の登録・指定及び文化財管理者への支援や、文化財に関する区民の意識啓発などに力を注いでいます。

また、東京都では歴史的な価値のある建造物のうち、景観上重要なものとして「東京都選定歴史的建造物」(東京都景観条例第22条)に選定し、保存を図っています。また、東京都選定歴史的建造物や文化財、庭園等のうち、これらを含む周辺の良い景観形成に特に重大な影響を与えるものを「特に景観上重要な歴史的建造物等」(東京都景観条例第32条)に定めることで、その周辺で行われる建築行為等に対して、景観形成を誘導しています。

文化財や東京都選定歴史的建造物、特に景観上重要な歴史的建造物等に加え、地域に親しまれている建造物や樹木が、地域に与える価値を再認識し、景観資源として積極的に保全・活用していくために、すみだ風景資産への指定(墨田区景観条例第17条)や、景観法に規定される景観重要建造物や景観重要樹木への指定の制度を有効に活用するなど、地域固有の景観資源の保全・活用を積極的に推進します。

### 5 - 1 景観資源の推薦

第一段階は、区民が生活の中で親しみを感じ大切にしたいと感じている建造物・樹木・公共施設・路地空間・下町の雰囲気を残す界わいや風景などを地域の景観資源として掘り起こします。

ここでは、身近な景観への関心を高めるために、これまで多くの人によって認められてきた資源だけでなく、埋もれて見過ごされてきた地域の資源を掘り起こし、区民が気軽に推薦できるように、各種のメディアを通して幅広く働きかけます。

また、景観は個人が大切にしたいと感じているものについて、多くの人々がその思いを共有することで育まれるものです。そのため、推薦に際しては、その資源の特徴や素晴らしさについてPRポイントを推薦文として添付することにより、地域の人々にその資源の存在を広めるなど、身近な資源に対する関心を高める材料を増やしていきます。

## 5 - 2 すみだ風景資産の指定

(墨田区景観条例第17条)

第二段階は、推薦された資源のうち推薦者の多い資源についてPRポイントを整理し、現状を調査した後に、一連のデータと共に公表するなど、区民による資源の共有化を図ります。そして、推薦件数がある程度蓄積され、公表を通して、多くの区民の目に触れ、景観資源としての価値が認識された頃に、区民投票や有識者などによる選定作業を行い、地域で守り続けるべき景観資源の候補を選定し、所有者に対してすみだの風景資産の重要性を働きかけ、積極的にすみだ風景資産として指定します。

なお、推薦の段階で所有者を含め多くの地域住民により、地域の資源としての保全活用が強く求められるものについては、すみだ風景資産に速やかに指定できるようにします。

選定に当たっては、建物や樹木、橋梁等の土木施設など施設単体に留まらず、路地空間、や下町風情の残る界隈、窓辺の鉢植えや店先の暖簾、さらには、年に一度の祭りの場などもすみだ風景資産として位置づけます。

## 5 - 3 景観重要建造物・樹木の指定方針

(景観法第8条第2項第4号)

すみだ風景資産に指定された景観資源の所有者の意向や、地域による資源の保全意向を確認するとともに、保全・活用方向の検討を進め、具体的な保全・活用の可能性が認められる資源については、景観形成の重要な要素として適正に維持・保全するために、景観重要建造物・樹木の指定に向けた検討を行います。

また、景観重要建造物・樹木について、それぞれ以下の項目に該当するものを指定します。

## 景観重要建造物

区民に親しまれ、地域のシンボルやランドマークとなっている建造物  
 貴重な歴史的建造物  
 現代建築を代表する等、将来的に価値があると考えられる現代建築物

## 景観重要樹木

区民に親しまれ、地域のシンボルやランドマークとなっている樹木  
 都市に潤いを与え、ゆとりと潤いのネットワークの形成に寄与する樹木  
 寺社の緑など歴史的景観を構成する樹木

## 5 - 4 地域固有の景観資源の周辺における景観形成

### (1) 景観重要建造物・景観重要樹木の周辺における景観形成

景観重要建造物・樹木は、資源の適正な管理とともに地域での活用の方向に基づいた周辺地域での良好な景観形成を進めるため、この資源を活かした景観まちづくりを地域区民に働きかけます。景観形成を行う範囲は、周囲 100～300mとして、地域の区民や関係者等と資源を中心に据えた協議の場を設定して、地域景観の将来像の共有化を図ります。さらにその将来像の実現化に必要な景観形成のためのルールや基準などを検討し、その結果を本計画へ反映します。

### (2) すみだ風景資産の周辺における景観形成

路地などの下町の風景などを指定するすみだ風景資産についても、資産を活かした地域の景観まちづくりを働きかけ、区民主体の保全・活用の具体的な動きにあわせて、本計画へ反映していきます。

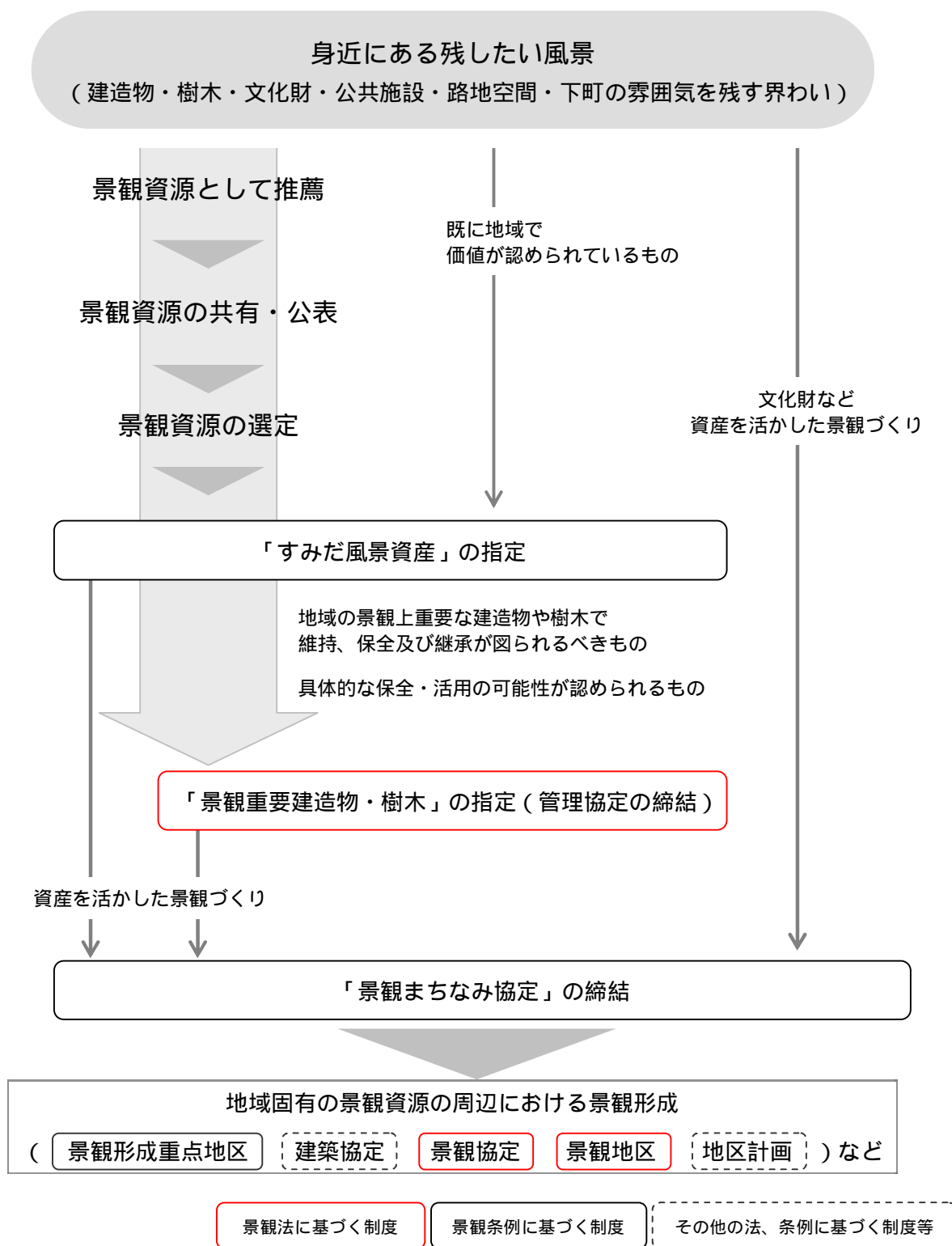
特に、すみだ風景資産が地域の総意によって指定された場合には、この資産を活かすことにより地域の景観まちづくりをスタートし、本計画で創設する「景観まちなみ協定」を活用するなど景観形成を進めていきます。また、資産の価値や資産を活かした景観についての共通認識を高めていきます。

### (3) 文化財や東京都選定歴史的建造物、特に景観上重要な歴史的建造物等の周辺における景観形成

歴史的・文化的価値が広く認められ、次代に引き継ぐ財産として国や都、区により文化財等に指定されている建造物などは、文化的・歴史的な価値が認められた資源です。

しかし、周辺地域の区民がその価値について共通認識をもっていることが少ないため、資源の価値の共有化を図るとともに、資源を活かした景観まちづくりを地区住民に働きかけます。さらに、景観まちづくりへの関心の高まりとともに一つの取り組みとして、まず、小さな範囲で景観まちなみ協定の締結を行うなど、景観まちづくりへのきっかけとし、具体的な動きにあわせて、本計画へ反映していきます。

地域固有の景観資源の保全・活用の方法



## 第6章 公共施設に関わる景観形成方針

### 6 - 1 公共施設整備の考え方

街並み景観は、建物等の敷地が単に連続するだけでなく、道路や河川、公園などの公共施設によって一つに結び付けられて初めて成立するものです。そのため、公共施設は、隣接する敷地の建物等の間に入り、それぞれのデザインを一体的に結びつけ、街並みとしての調和を誘導する重要な役割を担っています。

区の景観をより良いものに高めていくため、地域の歴史性や文化性、土地利用の方向性に配慮しながら、地域のまちづくりや観光戦略などと連携し、沿道敷地における建築行為等を良好な景観形成に導くように、沿道権利者の敷地利用の意向や地域住民などの意向を踏まえつつ、公共施設の整備を行います。

### 6 - 2 景観重要公共施設の指定方針

(景観法第8条第2項第5号)

道路、河川、公園などの公共施設のうち、歴史性や文化性、景観形成重点地区の指定などにより、景観形成上重要なものについては、景観法に基づく景観重要公共施設の制度を積極的に活用し、整備を推進します。景観重要公共施設の指定は、未整備施設だけでなく、時代の要請により、地域からの改善の意向が高く、区の景観施策の展開上重要と認められる施設について、位置づけます。

なお、公共施設管理者が、国及び都の場合、施設整備の方向についての協議を行い、合意を得た段階で、整備の方向の具体的な内容について、本計画に位置付け、これに基づく整備を行います。

また、都市開発事業などと連動した公共施設整備の場合、沿道地権者や商店街、観光関係団体など関係者によって景観協議会(景観法第15条)を組織し、景観重要公共施設及び周辺の景観形成に関する協議を行い、協議会の構成員は協議結果に基づいた景観形成に努めます。

## 6 - 3 景観重要公共施設の指定

(景観法第8条第2項第5号)

「6 - 2 景観重要公共施設の指定方針」に基づき、景観重要公共施設を以下に指定します。

## 景観重要河川

## (1) 隅田川

江戸の昔から人々に親しまれてきた河川である隅田川については、「隅田川流域河川整備計画」(東京都、平成19年6月)や「隅田川水辺空間等再整備構想」(墨田区、平成18年3月)に基づいた整備を推進します。具体的には、河川沿いの開発などにあわせて、親水護岸、テラス及びプロムナードを連続させて親水性を高め、河川を軸とした開放感とともに、美しく、庶民性の中にも品格のある景観を形成します。

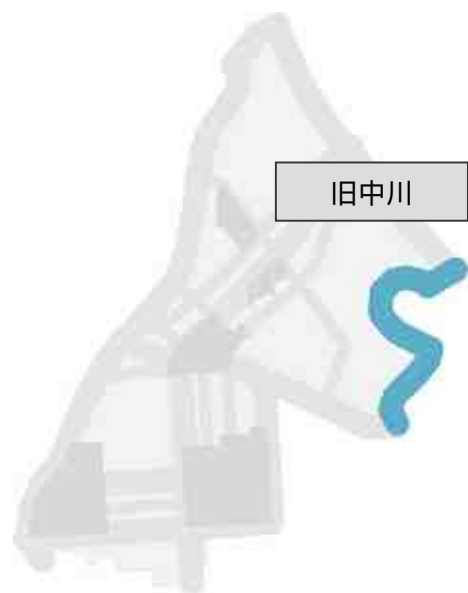
【延長：約6,360m、幅：約170m】



## (2) 旧中川

江東内部河川を代表する河川である旧中川については、「江東内部河川整備計画」(東京都、平成17年9月)に基づいた整備を推進します。具体的には、水位が一定で緩やかな流れをもつ河川の特徴を生かして、河川と公園の一体的な整備や、生態系に配慮した自然環境の創造などを進め、親水性の感じられる景観を形成します。

【延長：約2,770m、幅：約70m】



## 景観重要公園

### (1) 旧安田庭園

歴史的・文化的な意義のある公園である旧安田庭園については、「旧安田庭園整備保存管理計画」(墨田区、平成18年3月)に基づいた保全・活用を推進します。具体的には、隅田川の水を引いた潮入回遊式庭園であった江戸名園としての魅力、都市の中の貴重な緑などを活かし、歴史とうるおいの感じられる景観を形成します。

【住所：墨田区横網一丁目12番1号】

【面積：約14,240㎡】

旧安田庭園



## 景観重要道路

### (1) 特別区道墨127号路線

押上・業平橋駅周辺地区の景観形成の核となる特別区道墨127号路線については、押上・業平橋駅周辺地区地区計画の方針に沿って、周辺街区と調和した魅力的な空間形成を推進します。具体的には、電線共同溝による路線の無電柱化を進めるとともに、街路樹等の整備を行うなど、良好な景観を形成し、その適正な維持・管理を図ることとします。

【住所：押上一丁目1番～押上一丁目11番】

【延長：約620m、幅員：16～18m】

特別区道墨127号路線



墨田区景観基本計画において景観構造として位置づけている荒川、北十間川や曳舟川通り、隅田公園などについては、景観形成上重要なものであるため、景観重要公共施設への指定に向けて今後検討していきます。

## 第7章 景観形成の推進方策

### (1) 墨田区景観審議会の設置

墨田区の景観形成に関わる方針や計画の検討、届出に関わる勧告・変更命令に向けた審議、景観地区及び地区計画区域内の認定審査など、区長の諮問事項について、調査審議する機関として景観審議会を設置します。

審議会の主要な構成は、10名以内で区長が任命する者とし、区の景観まちづくりに対して専門的な知識を有する学識経験者や専門家、関係団体の代表者、公募区民、区の関係職員等とします。任期は2年で、再任は妨げないものとします。また、各種ガイドライン等の検討や認定審査等のきめ細かな審議を要する場合には、審議会の委員を長とした専門部会を審議会委員及び外部専門家等によって構成し、集中審議することができることとします。

具体的な審議事項は、以下の内容を想定します。

景観基本計画及び景観計画の策定及び変更に関すること  
届出に関わる勧告・変更命令に関すること  
地区計画内における形態意匠に関する認定等に関すること  
景観形成重点地区の指定に関すること  
景観重要建造物及び景観重要樹木の指定並びにすみだ風景資産の指定に関すること  
景観アドバイザーの任命等に関すること  
景観まちなみ協定の認定に関すること  
景観まちづくり協議会の認定に関すること  
その他、区の景観まちづくりに関して区長が必要と認めること

### (2) 庁内体制の整備

区民、事業者及び計画者に、本計画についての情報提供、事前相談、事前協議や届出の受理を行う担当窓口を設置するとともに、庁内関係部署と連携し、景観まちづくりの立場から総合的に協議・調整を行う連絡調整会議を設けるなど、体制整備を行います。

### (3) 隣接区及び東京都との連携

区境付近における景観形成は、区内の建築行為等だけでなく、隣接区の建築行為等の影響を受けます。そのため、区境に位置する河川等においては、必要に応じ景観法に基づく景観協議会を組織し、景観形成に向けた協議を行うとともに、隣接区や東京都との情報交換、連絡・調整などを円滑に進められる体制整備を行います。